二　訓練科は、第三十八条第五項に定める免許職種に関する訓練科とすること。
三　教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間及び設備は、別表第八の五に定めるところによること。
四　訓練を行う一単位の訓練生の数は、十五人以下とすること。
五　試験は、教科の科目ごとに一回以上行うこと。

2　職業能力開発総合大学校の長及び法第二十七条の二第二項において準用する法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練を行うものは、法第二十八条第一項の免許を受けた者に対して職種転換コースの指導員養成訓練を行う場合は、教科の全部又は一部を省略し、及び訓練期間を短縮することができる。

（専門課程担当者養成コースの訓練基準）

第三十六条の七　普通職業訓練において訓練を担当している者等に対して専門課程の高度職業訓練を担当するために必要な訓練技法を培うことを目的とする専門課程担当者養成コースの指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一　訓練の対象者は、次のいずれかに該当する者とすること。
イ　法第二十八条第一項の職業訓練指導員免許を受けた者
ロ　当該訓練課程の訓練科に関し、普通職業訓練の訓練指導を担当している者
ハ　イ及びロと同等以上の知識並びに技能及び技術を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者
二　訓練科は、高度指導科とすること。
三　教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間、設備その他の事項は、別表第九に定めるところによること。
四　訓練を行う一単位の訓練生の数は、四十人以下とすること。
五　試験は、教科の科目ごとに一回以上行うこと。

（職業能力開発研究学域の訓練基準）

第三十六条の七の二　特定応用課程の高度職業訓練を修了した者等に対して高度の専門性が求められる人材開発分野に関する研究能力を培うとともに、専門課程の高度職業訓練を指導するために必要な能力を培うことを目的とする職業能力開発研究学域の指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一　訓練の対象者は、次のいずれかに該当する者とすること。
イ　特定応用課程の高度職業訓練を修了した者
ロ　応用課程の高度職業訓練を修了した者
ハ　学校教育法による大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者
ニ　イからハまでと同等以上の知識並びに技能及び技術を有すると認められる者
二　専攻科、各専攻科の教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間、設備その他の事項は、別表第九の二に定めるところによること。
三　訓練を行う一単位の訓練生の数は、二十人以下とすること。
四　試験は、教科の科目ごとに一回以上行うこと。

（職種転換課程の訓練基準）

第三十六条の七　職種転換課程の指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一　訓練の対象者は、次のいずれかに該当する者とすること。
イ　法第二十八条第一項の免許を受けた者
ロ　職業訓練指導員の業務に関し一年以上の実務経験を有する者
ハ　当該訓練課程の訓練科に関し、二級の技能検定に合格した者でその後三年以上の実務経験を有するもの又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者
二　教科、訓練期間、訓練時間及び設備は、別表第九に定めるところによること。
三　訓練を行う一単位の訓練生の数は、十五人以下とすること。
四　試験は、教科の科目ごとに一回以上行うこと。

2　職業能力開発総合大学校の長及び法第二十七条の二第二項において準用する法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練を行うものは、法第二十八条第一項の免許を受けた者に対して職種転換課程の指導員養成訓練を行う場合は、教科の全部又は一部を省略し、及び訓練期間を短縮することができる。

（新設）